

## 優生保護法訴訟熊本地裁判決に対する声明

本日1月23日、熊本地方裁判所は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である原告らに慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。同種訴訟において、地方裁判所では初めての被害者勝訴の判決である。

判決は、①被害の甚大性、②国の重大な帰責性、③権利行使の困難性、④憲法の最高法規性を理由に除斥期間を適用することが著しく正義公平の理念に反するとして除斥期間の適用を制限したものであるが、優生保護法による非人道的かつ重大な人権侵害、優生手術の被害者らが受けた差別・偏見の苦しみ、その差別・偏見が優生保護法によって助長され、固定化されたものであること、そして、その差別・偏見等により優生手術の被害者らが長年声を挙げられなかったことに真摯に向き合ったものであり、高く評価する。

また、国の除斥期間の主張について、証拠の資料の散逸、消滅を招いた責任は専ら優生保護法を制定、運用した国にあって除斥期間の規定を適用する前提の一部を欠くとした上で、「憲法に違反する優生条項に基づき重大な人権侵害を受けた被害者の救済よりも法的安定性の確保をあえて優先させることを許容するものではない」と明確に排斥したことも、本件被害の実態にあった判断である。

判決も指摘するとおおり、記録もなく、声を上げられない被害者が多数存在する。

当弁護団は、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をすることを表明する。

国は今回の判決を重く受け止めて被害者らの被害に真摯に向き合い、控訴することなく、直ちに一時金支給法の改正等の対応を取るべきである。

2023年 1月23日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦